

(仮称) 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画の策定について

1 趣旨

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）」の制定（平成 30 年 6 月公布・施行）を受け、アール・ブリュットの振興をはじめとする本県の経験を活かし、障害の有無にかかわらず、鑑賞や参加、創造といった文化芸術活動を通じて、自分らしく活躍できる共生社会の実現に寄与する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「(仮称) 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第 8 条第 1 項に基づく地方公共団体における「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」
- 滋賀県文化振興条例第 4 条に基づく「文化振興基本方針」および障害者基本法第 1 1 条第 2 項に基づく都道府県障害者計画（滋賀県障害者プラン）を上位計画とする障害者による文化芸術活動の推進に関する個別計画

3 計画期間（案）

令和 2 年度(2020 年度)から令和 5 年度(2023 年度)までの 4 年間とする。

(参考) 国の計画：

障害者の文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（平成 31 年 3 月 29 日通知）
計画期間 平成 31 年度(2019 年度)～令和 4 年度(2022 年度)までの 4 年間

4 検討経過および今後の予定

平成 30 年（2018 年）

11 月 14 日 常任委員会へ計画策定について説明

11 月 21 日 第 1 回滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会

平成 31 年（2019 年）

3 月 20 日 第 2 回滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会

令和 元年

5 月～ 市町、関係団体（文化団体、福祉団体等）等へのヒアリングの実施
障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会の開催

12 月 常任委員会へ計画原案を説明

令和 2 年（2020 年）

1 月 県民政策コメントの実施

3 月 常任委員会へ県民政策コメント結果および計画案を説明
計画策定

障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会 第1回会議・第2回会議での主な意見

<計画の方向性>

- 文化芸術活動をとおして、共生社会の実現を目指すことが大切。「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行を契機に、障害の有無にかかわらず活躍できる社会の実現ために、滋賀県の早くからの取組を糧として計画を策定すべき。
- 福祉事業所等の支援者や特別支援学校の教員等が、本計画によって文化芸術活動に関心を示すことのできる、意識を変えていくような具体的な取組を示すべき。
- 裾野から高みを伸ばしていくのには福祉で出来る限界がある。福祉から文化振興にバトンタッチできるよう、しっかりとした連携ができるような計画にすべき。
- 障害のある作家やアーティストは、養護学校の教員や福祉事業所等の支援者などに見出されることで活躍の機会を得ることが多い。よって、そうした身近にいる方の意見をしっかりと反映した計画にしてほしい。

<施策の方向性（鑑賞・参加・創造機会の充実）>

- 鑑賞機会について、情報保障だけではなく、知的障害や発達障害等、障害の特性に合った鑑賞の機会を充実させることを考えることも大切。
- 障害者の作品やパフォーマンスを芸術として見る目が育っていない。どうすれば障害者が生き生き活動し、多くの人の目に触れて素晴らしいと思ってもらえるかが大切。

<施策の方向性（「人」づくり）>

- 文化施設や文化事業者、学芸員、アーティスト等が福祉分野の専門家等から、障害の特性やその支援方法を学ぶことができる機会を設けることが必要。
- 福祉の現場の職員と文化芸術分野の人が、お互いにスキルや意識を相互に持つことで、障害者の文化芸術活動を豊かにすることができるのではないかな。
- 音声ガイドや字幕を作る人材等、舞台芸術分野の人材不足が課題。例えば、鑑賞現場や表現活動の現場など、具体的にどの場所でどういう人材が不足しているのか整理する必要がある。
- 発表の機会やそれを創作する場の提供、それをどうホールや専門のところとつないでいけば良いのか、中間支援を行う人やコーディネートできる人などの人材育成が大きな課題。

<施策の方向性（「場」づくり）>

- 障害者の文化芸術活動をとおして、多様な人の価値観が集積する「場」を生み出すことは非常に重要。
- 障害の有無に関わらず文化芸術に触れあい、誰もが「いいよね」と発信者になるためには、県民を含め多様な人が集い文化芸術に触れあう「場」が県内各所にあり、そうした「場」で気楽に関わり合うことで、支える人や障害のある芸術家等を見出すことにもつながり、活動の広がりを見せるのではないかな。
- 共感を持つ多様な人材が出会えるための情報発信とともにネットワークを構築することが大切。
- 障害者が子どもや高齢者、市民と交流しながら、文化芸術活動を通して共生社会をつくっていく「場」、県内はもとより全国規模の様々な実践や研究、人材育成、発信もできるような「場」、恒常的にパフォーマンスができるような「場」の整備が重要。

<施策の方向性（その他）>

- 著作権や所有権、作品等の売買について、障害のある芸術家やその家族がそうした対応に困らないような環境になることが大切。
- 障害者の芸術を鑑賞する側の意識の変革を起こす施策の構築が必要。

滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会委員

任期：平成30年(2018年)11月1日から計画策定の日まで

(敬省略・五十音順)

氏 名	役 職 等	備 考
きたおか けんごう 北 岡 賢 剛	社会福祉法人グロー理事長	
きたむら しげみ 北 村 成 美	湖南ダンスワークショップ ディレクター	
くほ あつこ 久 保 厚 子	全国手をつなぐ育成会連合会会長	
こくほ のりみつ 古 久 保 憲 満	作家	
すずき きょうこ 鈴 木 京 子	国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)プロデューサー (副館長)	
なかに みつる 中 谷 満	相愛大学大学院音楽研究科教授 糸賀一雄記念賞音楽祭実行委員長	
のざわ かずひろ 野 澤 和 弘	毎日新聞社論説委員	
ほさか けんじろう 保 坂 健 二 朗	東京国立近代美術館主任研究員	
むらた かずひこ 村 田 和 彦	滋賀県立近代美術館館長	
やました まさと 山 下 完 和	社会福祉法人やまなみ会 やまなみ工房施設長	
やまなか たかし 山 中 隆	公益財団法人びわ湖芸術文化財団理事長	

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の概要

法律の背景・目的(1条)

文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらす

文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進

→ 障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

基本理念(3条)

- 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進
- 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない
 - ・ 障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
 - ・ 文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

基本的施策

- | | |
|--|--|
| <p>① 文化芸術の鑑賞の機会の拡大(9条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供促進 ・ 施設のバリアフリー化等の障害の特性に応じた鑑賞しやすい環境の整備促進 など <p>② 文化芸術の創造の機会の拡大(10条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設、学校等で必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境整備 など <p>③ 文化芸術の作品等の発表の機会の確保(11条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設における発表のための催しの開催推進 ・ 芸術上価値が高い作品等の海外発信 など <p>④ 芸術上価値が高い作品等の評価等(12条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作品等の発掘・専門的な評価を行う環境の整備 ・ 保存場所の確保 など <p>⑤ 権利保護の推進(13条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 著作権等の制度に関する普及啓発 ・ 著作権保護等に関するガイドラインの公表 ・ 契約締結時の障害者への支援の充実 など | <p>⑥ 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援(14条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企画、対価の授受等に関する事業者との連絡調整を支援する体制の整備 など <p>⑦ 文化芸術活動を通じた交流の促進(15条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援 ・ 特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供 ・ 国際的な催しへの参加促進 など <p>⑧ 相談体制の整備等(16条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化芸術活動について障害者、その家族等からの相談に応じる地域ごとの身近な体制の整備 など <p>⑨ 人材の育成等(17条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①の説明・環境整備、②の支援、④の評価、⑧の相談等に関わる人材の育成・確保のための研修、大学等における当該育成に資する教育の推進 など <p>⑩ 情報の収集等(18条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外の取組に関する情報収集・整理・提供 など <p>⑪ 関係者(国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等)の連携協力(19条)</p> |
|--|--|

※ ⑩を除き、地方公共団体も国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化(7条)、地方公共団体は計画策定の努力義務(8条)

【推進体制(20条) 文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動推進会議」を設置 → 連絡調整に際して意見を聴く学識経験者の会議を設置

【財政措置等(6条) 政府に対し、施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置の実施を義務付け

「障害者文化芸術活動推進基本計画」の概要

本計画の位置付け

- ・ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）」（以下「障害者文化芸術推進法」という。）第7条に基づき、障害者基本法及び文化芸術基本法の理念や方針を踏まえ策定
- ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとする

障害者による文化芸術活動推進に当たっての意義と課題

障害者による文化芸術活動の推進は、現在生じている文化芸術活動への参加や創造における物理的・心理的障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築するためのものであり、文化芸術活動全般の推進や向上に貢献し、我が国に新しい価値の提案をもたらすと同時に、共生社会の実現に寄与する

基本的な方針

- 障害者文化芸術推進法の定める3つの基本理念を基本的な視点とし、具体的な施策に取り組む

視点1） 障害者による文化芸術活動の幅広い促進

芸術家を目指す人から日常の楽しみとして行う人まで、いかなる障害者でも、地域の様々な場で幼少期から生涯にわたり、多様な文化芸術活動に全国津々浦々で参加できることが重要

視点2） 障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化

新たな価値観や文化創造に寄与する作品・活動も多く生まれており、文化芸術が有する多様な価値を幅広く考慮し、その評価のあり方を固定せずに議論を続けていくことが重要

視点3） 地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

地域の様々な領域で、多様な主体が円滑に活動できる環境や関係者の連携体制を整備し、地域に新たな活力を生み出し、障害への理解を深め、誰もがお互いを尊重し合う豊かな地域社会を構築することが重要

施策の方向性

- 障害者基本計画及び文化芸術推進基本計画の計画期間を踏まえ、平成31～34年度を対象期間とする

（1）鑑賞の機会の拡大

- ・ 障害特性に応じた利用しやすい環境整備の推進
- ・ 適切な対応ができる人材の育成
- ・ 地域における鑑賞機会の創出 等

（2）創造の機会の拡大

- ・ 創造活動の場の創出・確保
- ・ 多様な創造活動の場における環境・内容の充実
- ・ 創造活動の場と障害者をつなぐ人材の育成 等

（3）作品等の発表の機会の確保

- ・ 発表の場の創出・充実
- ・ 海外への発信 等

（4）芸術上価値が高い作品等の評価等

- ・ 作品や活動等の情報収集・発信と環境整備
- ・ 作品や活動に対する保存等の取組 等

（5）権利保護の推進

- ・ 作品等に関わる様々な諸権利の普及啓発
- ・ 自らの意思表示に困難を伴う障害者への配慮
- ・ 研修、相談などの環境整備等 等

（6）芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援

- ・ 企業等における環境整備や販路開拓の促進
- ・ 地域における相談支援体制の促進 等

（7）文化芸術活動を通じた交流の促進

- ・ 地域、国内外など幅広い交流の促進
- ・ 文化、福祉、教育等の各分野の連携・交流 等

（8）相談体制の整備等

- ・ 地域における相談や支援体制の全国的な整備 等

（9）人材の育成等

- ・ 障害者による文化活動を理解し支援等を行うための人材の育成・教育 等

（10）情報の収集等

- ・ 障害者による文化芸術活動の調査研究
- ・ 国内外における情報収集・発信の促進 等

（11）関係者の連携協力

- ・ 身近な地域におけるネットワークの整備
- ・ 各地域を結んだ広域的な連携の推進 等